

2月7日(金) 弁護士の方によるいじめ防止講演会を行いました



弁護士の先生の話にしっかり耳を傾けています。



弁護士の先生からの問いかけに、児童もよく反応しています。

弁護士の先生をお呼びして、低学年・中学年・高学年に分かれていじめ防止講演会を行いました。それぞれの先生が、学年の発達段階に合わせて、話をしていただきました。

低学年では、「人権」とは「しあわせに生きる権利」であること、そしてその人権がどの子にもあることをお話いただきました。また、あだ名で呼ばれた人の心を考えることの大切さを考える時間がありました。

中学年では、「自分が嫌な思いをしたら、相手をいじめてもいいのか。」ということ、例を元に考えました。さらに、コップの水を例に、いつも心の状態が同じではないことを考えました。

高学年では、「なぜいじめなのか？」ということ、法律や事例を元に高学年の心に寄り添う形で考えていただきました。また、アニメの話から「いじめを見ている人」「いじめを見て楽しんでいる人」つまり、傍観者の存在に目が向く話をしていただきました。

この機会を大切に、児童全員がよりよく過ごせるように、これからも指導して参ります。